

行楽シーズンに潜む危険

カラス・ヒグマ・電気柵に注意

レジャーや山菜採りなど、外での活動が活発になる季節になりました。自然界に暮らす鳥獣の生態や電気柵を知らないことで、けがをすることがあるので注意しましょう。

問い合わせ 農村振興課（市庁舎7階、☎65・4173）

春先のカラスには要注意！

カラスは本来攻撃的ではありませんが、春先から7月頃までは子育て時期のため、巣やひな鳥に近づくと、威嚇行動をとる場合があります。（図）



威嚇されないためには

- ・カラスが騒いでいたり、注意看板を見つけたら、その場を避ける、または迂回する
- ・上手に飛べないひな鳥が地面に落下していても近づかない

威嚇から身を守るためには

威嚇の多くは、一部の神経質な親ガラスによるもので、すべての親ガラスが威嚇するわけではありません。なお、ひな鳥が十分育つと親ガラスの羽が生え替わり始め、地面にカラスの羽が落ちる頃には、危険性が少なくなるといわれています。

- ・カラスは後頭部を狙うので、帽子をかぶる、傘などで頭を隠す
- ・両腕を真つすぐ上げて、その場を通り過ぎる（翼が腕に当たるため、カラスは後頭部を蹴ることができません）

状況が改善しない時は

対策のひとつに、巣を取り除く方法があります。カラスの巣が街路樹や電柱にある場合は、まず各管理者へ連絡してください。（表）

ヒグマと出会わないために

- ・ごみ出しのルールを守る
- ・ペットに与えた餌を放置しない
- ・野鳥に餌をやらない
- ・日の出、日没時の薄暗い時間帯や風の強い日は野山に入らない
- ・周囲の音で互いに気付きにくい沢沿いを歩かない
- ・鈴やラジオなど音の出るものを携行したり大声で話すなど、ヒグマに人の存在を知らせる
- ・ふんや足跡、強い獣臭などの異変を感じたら直ちに引き返す

山菜採りなどの際はヒグマに要注意！



八千代・拓成・岩内方面はヒグマの生息域となっております。出没情報も多々あります。新聞やテレビ、市ホームページ、注意看板などでヒグマの情報を確認し、細心の注意を払って行動してください。



市ホームページ ID.1003094

ヒグマを引き寄せないために

- ・人が出す生ごみは、ヒグマにとってごちそうです。一度その味を覚えてしまうと、餌を求めて人里に現れ、人との接触事故を引き起こす原因となります。平成29年11月と令和元年12月にはヒグマが帯広の市街地にも出没しており、一層の注意が必要です。
- ・収穫後の農作物や、家庭から出た生ごみを野外に放置しない
- ・庭先の果実を収穫せずに放置しない
- ・山林などに、においの強い食べ物を持参しない

それでも出会ってしまったら

- ・ヒグマと遭遇したときに、確実に身を守る方法はありません。まずは、出会わないように努めることが第一ですが、もし出会ってしまったら、次のような行動が有効といわれています。
- ・冷静に状況を判断するために、まずは落ち着いてください
- ・大声を上げたり、走って逃げるなどしてヒグマを刺激しない
- ・遠くにヒグマを見つけたら
- ・落ち着いて状況を把握する
- ・こちらに気付いていなければ、静かにその場から立ち去る
- ・ヒグマがこちらに気が付いたら
- ・ヒグマの移動する方向を見定め、慌てず静かにその場を立ち去る
- ・ヒグマが近づいてきたら
- ・ヒグマから視線をそらさず、ゆつくりと後退する
- ・持ち物がある場合は、カバンや上着などをそっと置く（気をそらして逃げる時間を稼ぐ）
- ・荷物の回収、走って逃げる、石を投げるなどは危険な行為です

図 カラスの威嚇行動の特徴

「カッ、カッ、カッ」と鳴きながら頭上を飛び回ったり、近くで鳴く

人のそばをかすめるように飛んだり、人の頭部を足で蹴る ※カラスは体の構造上、飛びながらくちばしでつつくことはできません

それでも人が立ち去らない場合…

ポイント 卵やひな鳥がいる縄張りから人が離れると威嚇をやめる

普段見られるカラスは2種類

攻撃性は、ハシブトガラスの方がハシボソガラスより強い



ハシブトガラス

ビルが多い町（東京、札幌など）

多く曲がる

ぴよんぴよん歩く



ハシボソガラス

広い土地が多い町（帯広など）

細く真つすぐ

てくてく歩く

多い場所

くちばし

歩き方

カラスの習性(豆知識)

カラスは、夕方から夜にかけて大群で移動し、集団で行動する習性があります。夜中に外敵に襲われないように同じねぐらで寝るための行動と考えられています。

表 カラスの営巣場所別の相談窓口など

営巣場所や状況で異なりますが連携して対応します	
◆公園内の樹木など	[代表]みどりと花のセンター（公園ごとの連絡先を紹介） （緑ヶ丘2、☎21・3172）
◆街路樹、道路用地内の樹木や、河川敷地内の樹木など	・道路維持課 （南町南6線46、道路車両センター内、☎48・2322） ・管理課（市庁舎6階、☎65・4177）
◆電柱にできた巣の撤去	各電柱についている管理者と管理番号を確認し、電話で問い合わせください。
【その他カラスに関する相談】	
◆ごみの飛散対策やカラスの死骸など	清掃事業課（西24北4、☎37・2311）
◆捕獲の許可・有害鳥獣駆除の相談	農村振興課（市庁舎7階、☎65・4173）

電気柵に近づかないでください!!

畑地や牧場などの周囲に設置される電気柵には、野生動物の侵入や家畜の脱出を防止するため、高圧の電流が流れています。

感電する恐れがあるので、むやみに近づかないでください。



危険である旨の表示
電気柵を設置する場合は、人が見やすいように、適当な位置や間隔、見やすい文字で危険である旨の表示を行う必要があります。

◆電気柵を設置している人は設置基準を確認

電気柵は、事故防止のため、電気事業法により以下のような設置基準が定められています。

- ・危険であることを表示すること
 - ・出力電流が制限される装置を設置すること
 - ・漏電遮断器を設置すること
 - ・開閉器（スイッチ）を設置すること
- 詳細は、経済産業省ホームページでパンフレットをご確認ください。

経済産業省ホームページ

